

「(仮称) 久慈山形風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、H S E株式会社が、岩手県久慈市において、最大で出力125,000kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、「2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居も存在する。

また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の猛禽類及びオオハクチョウの主要な渡り経路となっている可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査(植生調査)において、植生自然度が高いとされたハンノキ群落(Ⅳ)等の植生、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林等が存在する。

加えて、想定区域及びその周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中等である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置及び位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画等に反映すること。

また、想定区域の大部分が、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手続において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

(2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺においては、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価手続中等の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏

まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居も存在することから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）に加え、専門家等からの助言及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居も存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、簡易水道の取水地点、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋及び簡易水道の取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川、沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突や移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の猛禽類及びオオハクチョウの主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において、植生自然度が高いとされたハンノキ群落（Ⅳ）等の植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。